平成２４年（フ）第１２９５号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目４番17号
債務者　黒岡　未来
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３７２号
大阪府羽曳野市西浦６丁目430番地の１、前住所大阪府羽曳野市伊賀２丁目10番２号
債務者　平松沙百合
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３２６号
福岡県久留米市荒木町白口2259番地２
債務者　樋口　正春
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第５１１号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目46番33号　コーポマキ203号
債務者　鼎　日出男
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５１７号
鹿児島県鹿児島市和田町120番地
債務者　片平　正夫
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５号
北海道岩見沢市６条東４丁目28番地１　ハイツ太幸Ⅱ―101
債務者　高橋久美子（旧姓三島）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第１０号
北海道室蘭市白鳥台２丁目８番２―502号、前住所北海道室蘭市母恋北町２丁目13番４号
債務者　加瀬　幹美（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
北海道登別市青葉町１番地71
債務者　菊地　克人
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
北海道登別市常盤町３丁目７番地３、前住所北海道登別市若草町４丁目６番地24
債務者　猪俣　恒一
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第３号
群馬県邑楽郡大泉町仙石４丁目14番２号
債務者　三橋　日奈
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第６９５号
神奈川県平塚市西八幡４丁目３番13号　ＦＵＴＡＭＩハウスＢ201号、前住所神奈川県平塚市東八幡２丁目１番７号　フレンドポート平塚401号
債務者　小野　　進
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５５号
神奈川県秦野市萩が丘１番19号　マーデイスハイツ102号
債務者　髙田　博敏
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４７７号
新潟市江南区砂岡２丁目６番５号
債務者　本田　哲夫
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９７号
新潟市東区紫竹４丁目22番４号　ハウスローランⅡ206号
債務者　駒野　正明
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６７号
新潟県新発田市東宮内194番地
債務者　井上　義雄
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第５７１号
大阪府泉大津市池浦町３丁目１番19―201号
債務者　眞保　勝成
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
大阪府貝塚市久保30番地３
債務者　和田　夫美
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係